

令和 7 年 10 月

組合員・利用者 各位

えちご上越農業協同組合

法人名義の口座開設について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、貯金の不正な払戻しやマネーロンダリングなどの金融犯罪が社会問題となっており、JAに対しても「犯罪による収益の移転防止に関する法律」などの法令により貯金口座を厳格に管理することが求められています。

このような背景から当JAでは、令和 7 年 12 月 1 日（月）より、法人名義の口座開設をされる皆さまに以下の確認をさせていただきます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 口座開設は最寄りの支店にてお手続きをお願いします

口座開設は、法人の所在地や代表者様の住所地など最寄りの支店にてお手続きください。なお、当JAの事業管轄内に「本社」や「営業所」などが無い場合は、口座開設をお断りさせていただきます。

2. 口座開設にあたっては所定の審査を実施し、ご回答までに 1 週間程度お時間をいただきます。審査の結果、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

3. 口座開設時に「お持ちいただく書類」について

お持ちいただく書類	
①	発行後 6 か月以内の登記事項証明書
②	発行後 6 か月以内の印鑑登録証明書
③	決算書類（過去 3 年程度）・新規設立法人であれば事業計画書
④	事業に必要な行政庁の許認可証
⑤	会社案内（パンフレット） ※ホームページなどで確認できる場合は不要

こころ耕し、いのち育む。

⑥	取引先に対する提案書、見積書、契約書など
⑦	代表者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
⑧	取引担当者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）※
⑨	その他必要書類など

※ 上記の書類は窓口にてコピーさせていただきます。

※ 代表者と口座開設に来店される方が異なる場合のみお持ちください。

4. 留意事項について

- ① 口座名義については、登記事項証明書に記載の名義とさせていただきます。
- ② 口座の代表者については、登記事項証明書に記載の代表者とさせていただきます。
- ③ 法人の具体的な事業内容やお取引の目的などを確認させていただきます。なお、事業内容について登記事項証明書に記載がない場合やお取引の目的が妥当と判断できない場合は、口座開設をお断りさせていただきます。
- ④ 事業を営んでいる実態を訪問などにより確認させていただきます。確認できない場合は、口座開設をお断りさせていただきます。

5. 複数口座の開設について

既に当JAに口座をお持ちの方は、既存の口座をご利用ください。事情により同じ名義の口座や類似名義の口座を開設する際は、あらためて上記の確認書類が必要となります。その結果、新たな口座の開設をお断りする場合がございますのでご了承ください。

6. 法人JAネットバンクの利用について

事業を営んでいる実態を訪問などにより確認させていただきます。確認できない場合は、JAネットバンクのお申込みをお断りさせていただきます。

7. 口座の売買や譲渡は犯罪です

口座の売買や譲渡を目的とした口座開設は犯罪収益移転防止法に違反し、刑事罰の対象となります。なお、口座開設後、貯金規定に違反する場合は、口座のご利用を停止させていただくことや解約させていただくこともございます。

総合的判断により口座開設をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

以上